

現場説明書

那覇市職員厚生会館空調設備更新工事

令和4年10月
那覇市職員厚生会

I. 現場説明書

- 【別紙1】 環境配慮仕様書
- 【別紙2】 化学物質による室内空気汚染対策特記仕様書
- 【別紙3】 提出書類
- 【別紙4】 工事用看板の規格・寸法等（参考）

- 別添1 数量公開の説明書
- 別添2 下請契約における代金支払の適正化についての指導手順書
- 別添3 手順書に基づく法第19条の3に関する調査指導について
- 別添4 誓約書兼同意書（元請負用）
- 別添5 誓約書兼同意書（下請用）

II. 数量書（参考）

III. 図面

- 1 工 事 名 那覇市職員厚生会館空調設備更新工事
- 2 工事場所 那覇市職員厚生会：那覇市おもろまち1丁目1番2番
- 3 工事概要 那覇市職員厚生会館空調設備更新事業
- 4 工 期 契約日の翌日から令和5年3月31日まで
※ 原則、契約工期内に完成検査を受けること。
- 5 質疑回答 本工事の内容に関する質問期限及び回答期限は入札公告によるものとし、数量書に対する質疑は、別添1『数量公開の説明書』に従い『数量質問書』により行い、期限を厳守すること。
- 6 一般事項
 - 1) 本現場説明書、工事請負契約書、特記仕様書及び設計図書（以下『設計図書等』という。）に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）』同監修『機械設備工事監理指針』『建築工事安全施工技術指針』、『建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事）』、『建設副産物適正処理推進要綱』による（いずれも最新版）。なお上記に記載されていない他工事の事項については、該当する工事の標準仕様書による。
 - 2) 本工事では、関係法令を遵守の上、災害又は公害の防止に努めるものとする。
 - 3) 本工事において「監督員」とは、那覇市職員厚生会の担当職員とし、「監理者」とは、本工事の工事監理について、業務委託契約した受注者の担当者をいう。
 - 4) 現場要員 工期期間中の現場には次の要員を置くものとする。
 - a) 現場代理人 工事現場に常駐で配置できること。なお、現場代理人は、以下の主任技術者又は監理技術者を兼ねることができる
 - b) 主任技術者 主任技術者として1級または2級管工事施工管理技士の資格を有する者を配置できること。
 - ※ 上記技術者の選任については、事前に監督員の承諾を得るものとし、現場における施工管理、品質管理、工程管理、施工図及び工事書類作成等、滞りなく対処できるよう万全の体制をとること。
 - ※ A)及びb)については専任とし、受注者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係（配達指定日以前に3ヶ月以上の期間）を有する者でなければならない。なお、これらの者は、資格者証及び健康保険被保険者証等の写しを監督員に提出するものとする。
 - ※ 工期開始後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、b)の工事現場への専任

を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。

※ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、b) の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（工事検査合格通知書における日付）とする。

- 5) 現場における工事施工に際し、質疑・要望等がある場合は、原則として監理者を経由して書面にて行うものとする。
- 6) 本工事で施工上必要な官公庁への手続きは、遅滞なく受注者の負担において行うものとする。
- 7) 工事着手前に敷地内の作業通路、資材置き場、工事掲示物等の必要事項については、関連工事と調整した上で、仮設計画書（施工計画書）を提出するものとする。
- 8) 使用材料の中で試験結果を必要とするものは、受注者負担において公的機関で実施した報告書を提出するものとする。また、搬出入についての諸手続きは、所管警察署及び道路管理者等と十分に調整のうえ受注者が行うものとし、実施にあたっては、関係官公署の指示に従い、車両渋滞の防止、一般通行者への安全対策及び公害防止に配慮する。
- 9) 工程会議は、必要に応じ適宜行うものとし、主催及び進行は監理者が、会議録及び資料作成は、本工事及び関連工事の受注者がそれぞれ担当するものとする。
- 10) 現場施工に着手する前に施工計画書、総合図等を監理者の確認を受けた上で監督員へ提出すること。

※ 総合図とは、関連工事を含めた各取り合いを検討するため、平面図、展開図、天井伏図等の詳細図に設備工事の内容を記入したもので、特に建具、機器、配管等の位置関係を明確にし、機能上支障をきたさないように検討し、関連工事の各受注者の協力のもと作成する。

- 11) 施工図は、監理者及び関連工事受注者と連携を密にして作成し、監理者の確認を受けるものとする。
- 12) 工事着工前に近隣の住民や施設に対し、工事協力願いを配布するとともに、周辺地区の事前調査を行い、調査報告書を作成の上、監理者の確認を受けた上で監督員へ提出すること。
- 13) 工事期間中、工事車両等によって周辺の道路、側溝、塀、立木及びその他物品に損傷を与えた場合は、受注者の負担によりこれを修復するものとする。また、現場からの泥土等により、周辺道路を汚染した場合は、速やかに清掃等を行うものとする。
- 14) 資材等の搬出入にあたっては、過積載等がないよう関係法令を遵守するとともに、交通安全対策を徹底すること。
- 15) 工事による廃材・廃棄物は原則リサイクル処理を行う。現場から搬出される一般ゴミ（弁当ガラ、缶、ペットボトル等）についても那覇市の規定に従った分別を行い、

適正に処理する。(マニフェストの提出)

- 16) 工事期間中は消防の運営上支障のないように、消防側及び監理者と十分な打ち合わせの上、安全管理を行うものとする。また、消防側の動線と工事範囲を仮囲い等で区分し、安全性の確保に努めなければならない。
- 17) 工事期間中は、進入路及び現場内に誘導員を配置し、特に大型車両の出入りについては、時間帯を消防と調整のうえ、これを行うものとする。現場外においても安全のための必要な誘導を行うこと。
- 18) 原則として、工事用及び作業員用駐車場は独自で確保し、違法駐車や近隣迷惑のないよう徹底しなければならない。
- 19) 本工事に必要な電気、電話、水道、排水施設等に要する手続きは受注者が行い、その設置に要する費用・使用料金等についても受注者が負担するものとする。
- 20) 施工にあたっては、【別紙1】『環境配慮仕様書』に定めた環境配慮事項の遵守に努めなければならない。
- 21) 工事に关し疑義が生じた場合は、逐次監理者と検討の上、施工を行うものとする。
- 22) 使用材料については、再生資源や環境に配慮したものを努めて使用するものとする。原則として、厚生労働省が室内化学物質濃度指針値を定めた13物質を含有しないもの、又は放出しないものとする(【別紙2】参照)。それによりがたいもので、監督員の承諾を得た場合は、F☆☆☆☆を使用できるものとする。
- 23) 工事保険等

受注者は、工事施工にあたり、下記の法定外労災補償(建設共済等)及び請負業者賠償責任保険に加入し、保険証券等の写しを工事着手後14日以内に提出しなければならない。その他の保険については、監督員と協議し、新たに付保した場合にはその旨通知するものとする。

保険対象：請負契約の対象となっている工事全体

保険金額：請負代金金額(支給材料、貸与品等を含む)

保険期間：工事着手の時から工期最終日+14日以上

保険条件：イ) 法定外労災補償(建設共済等)

補填限度額 1名につき2,000万円以上

ロ) 請負業者賠償責任保険

補填限度額(対人)1名につき5,000万円以上、

1災害につき1億円以上

// (対物)1災害につき1,000万円以上、

免責金額10万円以下

ハ) 火災保険

ニ) 組立保険

- 24) 建設業退職金共済制度について

受注者は、「建設業退職金共済制度」に加入し、以下の項目を順守すること。

1. その掛金収納書を契約後1カ月以内に発注者に提出すること。
2. 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業工事現場」標識を掲示すること。
3. 未加入下請け事業者に対して同制度の加入を指導すること。

25) 提出書類等

提出書類は、【別紙3】による。書式の定めにより遅滞なく提出すること。

- 26) 工事用看板の取り付け場所、規格及び寸法は、監督員と協議のうえ設置し、また、安全表示板、交通表示板（資材搬入時）についても監督員の指示のもと、現場内外の随所に設置すること（【別紙4】参照）。

7 その他

- 1) 本工事における廃棄物の処理については、建設リサイクル法に基づき適切な手続きを行うものとする。また、廃材・廃棄物等は原則リサイクルとするが、最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係わる税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので適正に処理すること。
- 2) 施工にあたっては、沖縄県赤土等流出防止条例を遵守し、赤土等の流出防止対策を行なうものとする。すでに設置されている赤土等流出防止対策施設（小堤工、ハーロー、釜場、土のう等）については、決壊がないよう協力会が責任を持って維持管理に努めるものとする。
- 3) 本工事は、数量公開の対象工事であり、工事内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下『数量書』という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、設計図書等と同時に公開し、その提供方法は設計図書等の提供と同一の手法による。（**別添1**『数量公開の説明書』参照。）工事数量は参考数量であり、内容の如何に係らず、契約上何等の拘束をするものではなく、業者数量と本工事数量が異なっても、工事価格の見直しは行わない。
- 4) 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や高度な技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完成時までに所定の様式により提出することができる。
- 5) 受注者は、工事完成後においても、発注者から本工事に関する資料提供、調査依頼又は会計検査等の協力の申し出があった場合は、この求めに応ずるよう努めるものとする。
- 6) 資材・廃材等の数量は、材料検査簿・材料搬入簿・廃材搬出簿・伝票等及び写真で確認できるようにする。
- 7) 工事写真は、日付・工事工程・材料・寸法・数量・試験等、状況が明確にわかるように写真管理を徹底する。写真用の黒板には工事名、日付、工程、被写体の概要、立

会者名を記入する欄を設けること。

8) 落札者は、早急に契約手続きを行うものとする。

8 下請け契約における代金支払の適正化について

- 1) 工事の一部を下請負人と契約する場合は、『建設業法遵守ガイドライン（改訂）』に則り関係法令等を遵守し適正な取引を行うこと。
- 2) 本市が発注する建設工事においては、下請契約における代金支払の適正化を図るため、**別添2**の『指導手順書』に則り指導等を行うものとする。特に、建設業法第19条の3に関連する低価格による下請工事については、**別添3**に基づき調査及び指導を行うものとする。また、那覇市建設工事請負契約約款に基づき、社会保険（健康保険・厚生年金・雇用保険）の届出の義務を履行していない建設業者を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。）の相手方としてはならない。詳細については、国土交通省ホームページより「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を参照すること。

9 暴力団排除措置要綱に基づく排除措置について

- 1) 受注者（落札者）は、暴力団関係者を市発注工事等から排除するため、**別添4**『誓約書兼同意書』を法制契約課へ提出しなければならない。
- 2) 受注者は、当該工事契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請負契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に**別添5**『誓約書兼同意書』を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。
- 3) 受注者は、直近上位発注者に対し、別紙誓約書兼同意書を提出しない者と、下請負契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
- 4) 受注者は、その旨全ての当該工事関連者に周知しなければならない。